

守口市職員労働組合  
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 瀬野 憲一



2025 年夏季・一時金要求に対する回答について

- 1 本年度の夏季一時金については、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。
- 2・3 人事評価制度については、今後とも十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていくが、地方公務員法の規定に基づき、人事評価制度に関する実施要領のとおり、評価の処遇反映及び評価結果の活用を行っていく。
- 4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 5 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 6 暫定再任用職員の夏季一時金については、期末手当 0.7 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.2 か月とする。会計年度任用職員の夏季一時金については、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。
- 7 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 8 夏季一時金の支給日は、6 月 30 日とする。
- 9 夏季特別休暇については、6 日とする。
- 10 子の看護等休暇制度の対象となる子については、現行どおり職員の子で 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子とする。
- 11 サービス残業は違法であり、根絶するまで指導の徹底を図る。超過勤務の適正処理は当然のことであり、そのために必要なことは引き続き努力する。
- 12 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはない。今後とも地方自治の本旨に基づいた行政運営に努める。

○ 夏季休暇の使用可能期間の拡大等について、次のとおり見直しを行う。

(1) 夏季休暇の使用可能期間の拡大

夏季休暇の使用可能期間を 7 月から 9 月までに拡大する。

(2) 育児部分休業・介護休暇制度の拡充

① 育児部分休業に「1 年に 10 日相当時間数の範囲内」で取得できるパターンを追加する。

・ 時間単位又は 1 日単位で取得可能

・ 1 日当たりの上限時間数なし

・ 現行と同様に取得した期間については無給

② 育児部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得するパターン）、介護休暇及び介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。

③ 令和 7 年 10 月 1 日から実施予定